

令和5年度9月補正予算案の追加提案の概要

1 基本的な考え方

令和5年台風第13号により県民の日常生活に甚大な影響が生じていることから、住宅の応急修理などに必要な経費や、生活再建に向けた支援、被災した中小企業の負担軽減や社会福祉施設等の復旧、公共土木施設の応急復旧など、緊急性が高い事業について、スピード感を持って予算計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区 分	現計 A	補正予算 [既提出分] B	補正予算 [追加分] C	補正後 計 A+B+C
一般会計	1, 300, 857	6, 605	2, 084	1, 309, 546

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

3 主な事業

(単位：百万円)

(1) 生活再建支援

- ・ 災害救助費 478
(災害救助法に基づく避難所の設置や住宅の応急修理などの経費)
- 新 災害弔慰金等補助事業 8
(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく被災者の遺族への弔慰金の支給)
- ・ 災害援護資金貸付事業 57
(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく被災者への災害援護資金の貸付)
- ・ 被災者生活再建支援補助事業 55
(被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県独自の支援)
- ・ 県災害見舞金支給事業 3
(被災者に対する県独自の見舞金の支給)
- ・ 感染症予防医療法施行事業 1
(感染症の発生予防やまん延防止のために市町が実施する消毒に対する補助)

(2) 中小企業への支援

- ・ 中小企業融資資金貸付金 【融資枠1, 690】564
- ・ 中小企業信用保証料助成 14
- ・ 緊急対策融資利子補給事業 1
(被災した中小企業に対する災害対策融資枠の拡充及び利子補給等)

(3) その他の支援

- ・ 社会福祉施設災害復旧事業 7 0
(被災した認定こども園の復旧に対する補助)

(4) 災害復旧事業

- ・ 県単公共 7 0 1
(被災した道路、河川の応急復旧等)
- 新 県立学校校地等災害復旧事業 1 3 3
(被災した県立高等学校のグラウンドや法面の復旧等)

4 債務負担行為

- ・ 中小企業融資資金貸付金 2件 (50百万円)

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。



台風第13号に係る被災者支援等事業

【R5.9月補正予算額 601百万円】

防災・危機管理部 防災・危機管理課 総務・危機管理G (029-301-2879)

台風第13号に伴う災害による被害に対し、被災住宅の応急修理、災害援護資金の貸付等、被災者の生活再建に向けた支援を行います。

<p>○災害救助費（478百万円） 避難所の設置や住宅応急修理などの災害救助法に基づく救助に係る経費</p> <p><主な限度額> 半壊以上 706千円/世帯（国1/2、県1/2）</p> <p><内訳> 住宅応急修理 477百万円 避難所設置等 1百万円</p>	<p>○災害弔慰金等補助事業（8百万円） 被災者の遺族に対する弔慰金の支給 <主な支給額>生計維持者の死亡 500万円 （国1/2、県1/4、市町村1/4）</p>																				
<p>○被災者生活再建支援補助事業（55百万円） 被災者生活再建支援法が適用とされない被災者に対する県独自の支援 ※県災害見舞金支給事業との併給不可、単身世帯の支給額は3/4の額 <主な支給額>半壊 20万円/世帯（県1/2、市町村1/2）</p> <table border="1"> <tr> <td><国制度></td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>中規模半壊</td> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法適用市町村</td> <td>最大300万円</td> <td>最大250万円</td> <td>最大100万円</td> <td>支援なし</td> </tr> <tr> <td><県制度></td> <td colspan="3">法適用外市町村、法対象外半壊世帯</td> <td>20万円（県独自）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">国制度と同等の上記額を支給</td> <td></td> </tr> </table>	<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし	<県制度>	法適用外市町村、法対象外半壊世帯			20万円（県独自）		国制度と同等の上記額を支給				<p>○災害援護資金貸付事業（57百万円） 被災住民への災害援護資金の貸付 <対象者> 負傷又は住居・家財に被害を受けた者 <主な貸付限度額> 半壊 170万円（国2/3、県1/3） <申請期限> 令和5年12月31日</p>
<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊																	
被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし																	
<県制度>	法適用外市町村、法対象外半壊世帯			20万円（県独自）																	
	国制度と同等の上記額を支給																				
	<p>○県災害見舞金支給事業（3百万円） 被災した住民に対する見舞金の支給 <主な支給額>住家被害：床上浸水 2万円 ※被災者生活再建支援制度（国・県）及び災害弔慰金等補助事業との併給不可</p>																				



感染症予防医療法施行事業

【R5.9月補正予算額 1百万円】

保健医療部感染症対策課管理G (029-301-3215)

令和5年9月に発生した台風13号により床上浸水等の被害が発生し、感染症の発生予防やまん延防止のために消毒を実施した市町に対して補助を実施します。

補助先

○浸水被害等により消毒作業が必要な市町



補助対象経費

○消毒実施事業者への委託費
○消毒作業に要する消耗品費（手袋、ガウン等）



補助スキーム

○国1/3、県1/3、市町1/3



【R5.9月補正予算額 579百万円】

産業戦略部産業政策課金融G(029-301-3530)

被災した中小企業の負担軽減のため、災害対策融資の特例措置を適用するとともに、信用保証料補助や利子補給を実施します。

**災害対策融資（台風第13号災害特例分）
564百万円**

新規融資枠：1,690百万円

融資対象者：ア 直接被害
市町村長の罹災証明等を受けた者
イ 間接被害
災害救助法適用地域で事業を営み、被災後、売上高等の減少(20%以上)について市町村長の認定を受けた者

融資限度額：設備・運転・併用8,000万円

融資期間：設備13年以内（据置3年以内）
運転・併用10年以内（据置2年以内）

融資利率：年1.2～1.6%
（3年間は1,000万円までの部分を0.6%に引き下げ）

※なお、右記の信用保証料補助及び利子補給を活用可

信用保証料補助 14百万円

ア 直接被害：10/10補助（県1：市町村1）
年0.25～1.7% → 0%

イ 間接被害：1/2補助（県1：市町村1）
年0.7% → 0.35%

利子補給（3年間） 1百万円

○融資額1,000万円以内
10/10補給（県1：市町村1）

○融資額1,000万円超
ア 直接被害
10/10補給（県2：市町村1）
イ 間接被害
1/2補給（県2：市町村1）

社会福祉施設災害復旧事業

【R5.9月補正予算額 70百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G（029-301-3252）

被災した認定こども園に対し、災害復旧事業に要する費用の一部を助成することにより、災害からの速やかな復旧を図り、施設利用児童の福祉を確保します。

○認定こども園

- ・対象数：1施設（幼稚園型認定こども園）
- ・補助率：国1/2、県1/4、設置者1/4
- ・補助金額：70百万円



【被害状況】

- ・幼稚園型認定こども園において、床上浸水等の被害を受け、臨時休園となった。



土木部監理課予算G (029-301-4329)

1 公共事業 701百万円

○台風第13号による災害復旧等の社会資本の整備に必要な予算を計上

(1) 県単公共事業

○緊急的に対応が必要な道路や河川等の応急復旧

道路：道路啓開※、路面陥没の応急復旧（日立山方線など6路線） 351百万円

河川：法面、護岸崩壊の応急復旧（関根川など15河川） 350百万円

※道路啓開・・・車両等の通行確保のため、落石やがれきなどの撤去を行うこと



県立学校校地等災害復旧事業（新規）



【R5.9月補正予算額 133百万円】

教育庁総務企画部財務課財産管理G (029-301-5168)

被災した県立高等学校の校地等の復旧を行います。

日立第一高等学校第二グラウンド復旧工事（59百万円）

第二グラウンドの浸水により堆積した土砂の撤去、運動場の復旧、防球ネット及びフェンスの修復等



高萩清松高等学校グラウンド復旧工事（37百万円）

学校敷地東側外周法面の崩落により流出した土砂の撤去、運動場の復旧、外周法面及びフェンスの修復等



日立工業高等学校法面復旧工事（37百万円）

学校敷地西側法面の崩落により流出した土砂の撤去、法面の修復等

